

法人名 医療法人 増田医院
所在地 福岡市西区福重三丁目 1 2 番 8 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 6 年 2 月 29 日現在)

1. 資 産 額 31,964,271 円
2. 負 債 額 1,643,124 円
3. 純 資 産 額 30,321,147 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,206,316
B 固 定 資 産	3,757,955
C 資 産 合 計 (A + B)	31,964,271
D 負 債 合 計	1,643,124
E 純 資 産 (C - D)	30,321,147

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 増田医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区福重三丁目 1 2 番 8 号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和6年 2月29日現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,206,316	I 流 動 負 債	1,207,101
II 固 定 資 産	3,757,955	II 固 定 負 債	436,023
1 有 形 固 定 資 産	2,854,371	負 債 合 計	1,643,124
2 無 形 固 定 資 産	149,968	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	753,616	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	20,321,147
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	30,321,147
資 産 合 計	31,964,271	負債・純資産合計	31,964,271

法人名 医療法人 増田医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区福重三丁目12番8号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和5年 3月 1日 至 令和6年 2月29日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	40,195,799
2 事業費用	41,409,576
本来業務事業利益	△ 1,213,777
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 1,213,777
II 事業外収益	432,526
III 事業外費用	13,086
経常利益	△ 794,337
IV 特別利益	0
V 特別損失	192,488
税引前当期純利益	△ 986,825
法人税等	71,000
当期純利益	△ 1,057,825

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 5 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 2 月 29 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 増田医院
--------	-----------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市西区福重三丁目12番8号
-------------	-----------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 9 年 2 月 28 日
-------------	-----------------

(4) 設立登記年月日	平成 9 年 3 月 14 日
-------------	-----------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	増田 哲夫	増田医院管理者
理 事	増田 亜希子	
理 事	増田 千博	
同		
同		
同		
同		
監 事	永延 博規	
同		
評議員		
同		
同		

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数	
病 院				一般病床	床
				療養病床	床
				[医療保険	床]
				[介護保険	床]
				精神病床	床
				感染症病床	床
				結核病床	床
診療所	医療法人 増田医 院	4011019009	福岡市西区福重 三丁目12番8号	一般病床	0 床
				療養病床	0 床
				[医療保険	0 床]
				[介護保険	0 床]
介護老人 保健施設				入所定員	名
				通所定員	名
介護 医療院				入所定員	名
				通所定員	名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は, 医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は, 入所定員及び通所定員を記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和	5 年	4 月	14 日	令和5年2月期の決算の決定
令和	6 年	2 月	23 日	令和7年2月期の事業計画、収支予算の決定
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

平成	年	月	日
平成	年	月	日
平成	年	月	日

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成	年	月	日
平成	年	月	日
平成	年	月	日

(7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 医療法人 増田医院

所在地 福岡県福岡市西区福重3丁目12番8号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表者取締役である法人。

※2 (株)〇〇から医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払い条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の理事長	増田 哲夫	医師	当法人理事長 不動産の賃借	賃借料の支払い ※1	4,200	地代家賃	4,200
当該医療法人の理事長	増田 哲夫	医師	当法人理事長から の 金銭の借入	金銭の借入	2,418	役員借入金	436

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 増田医院

理事長 増田 哲夫 殿

私は、医療法人増田医院の令和5年3月1日から令和6年2月29日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当医院において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年 4月 12日

医療法人 増田医院

監事 永延 博規